

米商務省

外交記録文書(DIPLOMACY IN ACTION)

## 人権報告 2009 年度版：マリ

民主主義・人権・労働局

### 人権状況に関する国別報告書 2009 年度版

2010 年 3 月 11 日

マリは、推計で 1,260 万人の人口を擁し、立憲民主制を採用している。国内外の選挙監視団は、現職のアマドゥ・トゥマニ・トゥーレ(Amadou Toumani Toure)候補が再選された 2007 年 4 月の大統領選挙、およびこれに続く 2007 年 7 月に実施された議会選挙について、管理/運営上の不正がいくつか見られたものの、概ね自由かつ公正であったとした。同国北部において、トゥアレグ人兵士をはじめとする各反政府勢力による暴力行為、民族紛争、およびテロ組織、イスラム・マグリブ諸国のアルカイダ(al-Qaida in the Islamic Maghreb:AQIM)による不穏な動きが断続的に見られた。同国の治安部隊全般に対するシビリアンコントロールは概ね有効に機能していたものの、その一方で、治安部隊の各小隊が独自の判断で(勝手に)行動する事例も見られた。

マリ政府は概ね、国民の権利を尊重していたと言えるが、なかにはいくつかの問題も見られた。恣意的もしくは超法規的な生命の剥奪、警察当局による市民に対する虐待、刑務所内での劣悪な状況、恣意的な拘留、公判前の長期にわたる拘留、長期におよぶ審理の遅れ、行政府による司法当局への介入、判決の執行手段の欠如、言論および集会の自由に制約が課されていること、地方自治体レベルで実施される各選挙において不正が散見されること、公務員の汚職および(刑事)免責が罷り通っていること、家庭内暴力および女性に対する差別、女性性器切除(FGM)、人身売買、黒いタマシエク(black Tamacheks)に対する社会的な差別、性差に基づく[起因する]差別、HIV/AIDS に感染/罹患している者に対する社会的な差別、奴隷同様の取扱い[慣行]、民族間での世襲的な(性格の濃い)隷属関係、ならびに児童労働といった問題が見られた。

同国北部において、トゥアレグ族の反政府勢力および各部族が、地元住民に対して、虐待行為を働いた。

## 人権の尊重

第 1 節 下記(a~f)に挙げた各種の不利益につき、これらを一切受けないことを含めて、人が生まれながらにして当然に有する各種の権利を、何一つ欠けることなく備えた個人としての尊重

#### a. 恣意的もしくは超法規的な生命の剥奪

2008年とは異なり、政府もしくはその職員が、政治的な動機に基づき殺害を行ったとする報告は一切なかったものの、国家治安当局の隊員1名による殺害があったとする報告が1件あった。

7月14日、キタ(Kita)近郊において、治安当局の隊員 Lassine Goita が、マイクロバスの運転手 Sountou Koumba に向けて発砲した。同運転手は検問所で停車しなかったという。同運転手はその後、死亡が確認された。同殺害事件を受けて、翌日、キタ(Kita)一帯で暴動が発生した。若者たちが、庁舎に対して、放火や略奪を働き、さらには政府車両を放火した。こうした事態を受けて、治安を回復すべくキタ(Kita)に治安部隊が動員[派遣]された。政府は Goita 容疑者ととも、暴動に加わった者35名を逮捕した。国家警備隊(National Guard)は Goita 容疑者を免職処分とした。同年末時点において、Goita 容疑者および暴徒たちは引き続き拘留されたままであった。同容疑者および暴徒らにかかわる案件は、調査担当の裁判官による審理に移されていた。

2008年11月、Lere で、同地に駐屯する国家警備隊 Mehariste(ラクダ隊:camel back)の部隊が1名を殺害、6名に怪我を負わせた事件で、政府調査委員会は、同事件において、隊員たちは過剰な公権力を行使しなかったとの調査結果を発表した。

2008年4月、ともにトゥアレグ族である、司令官 Barka ag Cheikh および同司令官の(御抱え)運転手 Mohammed ag moussa、以上2名の殺害事件、さらには2007年の Youssouf Dembele の死亡事件に関して、進展は見られなかった。

#### b. 失踪

同年において、マリ政府が政治的な動機に基づく失踪事件に関与したとの報告はなかった。

同年において、テロ組織 AQIM(マグリブ系アルカイダ)が民間人を人質にとるという事例があった(第1.g節を参照)。

#### c. 拷問および他の残虐、非人道的もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰

憲法および法律の規定に基づき、上記の行為は禁じられているものの、警察職員が市民に対して、過剰な公権力を行使してデモ活動を散会させる等、虐待を行っているとの報告が

時折寄せられた。

2008年9月、国連難民高等弁務官(UHCR)によって難民として認定されたコンゴ人数名が、マリ警察当局によって逮捕、殴打された挙句に、同日中、解放されたとされる事件について、進展はなかった。

#### 刑務所および収容施設の状況

全般的に刑務所の状況は劣悪であった。刑務所には囚人がひき続き過剰に収容されていた。たとえば、首都バマコ(Bamako)にある中央刑務所には、定員 400 名に対して、1,825 名の囚人が収容されていた。シカソ刑務所(Sikasso Prison)には、定員 50 名に対して、178 名の囚人が収容されていた。これに加えて、医療設備が十分に整っていないこと、食料が十分に行き届いていないことも問題であった。衛生および医療設備が十分に整備されていないことから、囚人の健康に深刻な事態がもたらされた。

首都バマコ(Bamako)では、男子および女子の囚人はそれぞれ別個の施設に収容されていたが、年少者については、男女を問わず、女子専用の施設に収容された。首都を除く刑務所においては、男子、女子および年少者が、同一の刑務所内において、各独房にそれぞれ隔離された状態で収容されていた。逮捕された者には、最長で 72 時間、警察署での拘留が認められているが、こうした署内では、男女別の収容施設はなかった。公判を控えた被告人が、すでに有罪が確定した受刑者と一緒に収容されていた。

マリ政府は、人権監視員らによる刑務所への視察訪問を許可したが、非政府組織(NGOs)および監視員らは、視察訪問に際して、刑務所長に申請書を提出することを求められた。同申請書は刑務所長によって司法省に送付された。許可が下りるまで、最長で 1 週間を要するが、通常の場合、許可が下りた。しかしながら、許可が下りるまでに 1 週間のタイムラグがあることから、実際のところ、人権侵害が行われているかどうかを確かめる、検証作業の有効性に大きな疑問符が付いた。Malian Association of Human Rights および Malian Association of Women Lawyers: AJM などの NGO が、囚人たちのもとを訪れたり、さらには、女子および年少者の囚人たちと連携して、彼らの収容環境の改善に向けた働きかけを行った。

#### d. 恣意的な逮捕または拘留

憲法および法律の規定により、恣意的な逮捕および拘留は禁止されているにもかかわらず、こうした事例が報告された。

最高裁判所は5月、銀行の最高経営責任者(CEO)を務める Mamadou Baba Diawara および投資会社の CEO、Ismaila Haidara の両被告人について、不正を行ったとする 2007 年の有罪判決を破棄した。しかしながら、司法相は、両人の釈放を認めないとする命令を発した。Diawara は、同年末時点においても、依然として刑務所に収容されていた。Haidara については、収容先の刑務所に同命令が送達された時にはすでに釈放されていた。当局は、Haidara を釈放したとして、同刑務所の看守 Sekouba Doumbia を逮捕した。Doumbia は、同年末時点において依然として拘留されたままであった(第 1.e 節を参照)。

### 警察および治安組織の役割

治安部隊には、陸軍、空軍、憲兵(gendarme)、国家警備隊(National Guard)、警察および国家治安局(General Directorate of State Security: GDSE)などがある。陸・空軍は、文官である国防相の指揮下に置かれている。国家警備隊(National Guard)についても、国防相の監督の下に置かれることになっているが、事実上、治安維持・国民保護担当相(minister of internal security and civil protection)の指揮下に置かれている。同警備隊の任務としては、災害もしくは暴動といった非常事態下での治安維持等が含まれる。同警備隊は、国境警備に特化した部隊をその傘下にもつ。警察および憲兵(gendarme)については、治安維持・国民保護担当省(Ministry of Internal Security and Civil Protection)の下に置かれている。警察は都市部において法の執行および治安維持につき責務を担い、一方の憲兵(gendarme)は農村部において同様の責務を有する。GDSE はあらゆる事件について調査を行う権限をもち、局長は独自の判断で任意の者を一時的に拘留することができる。こうした権限は通常、テロ行為をはじめ、国内の治安にかかわる事件に限り行使された。

マリ警察は、管轄区域単位で組織されている。各管轄区域には、監督官(commissioner)が1名置かれており、当該監督官(commissioner)は警察本部に常駐する上位の地方長官に対して報告を行う。警察部隊は、ある程度有効に機能していたものの、予算や訓練の機会が不足していた。警察職員に対する刑事責任の免除が問題となっていた。これに加えて、警察職員がその汚職につき釈明する義務を免れることが往々にしてあった。憲兵(gendarme)が、警察職員を対象に調査を行ったが、不法行為を行ったとして処分を受けた職員の数については把握できなかった。

### 逮捕手続きおよび拘留中の取扱い

逮捕の際には、司法官庁が発行する令状が必要である。法令により、執行吏が、警察署に出頭すべき日時を明記した令状を参考人宛てに送達することになっている。被疑者は、大

抵の場合、正当な権限を有する司法官庁が十分な証拠に基づいた上で発行した令状の提示を受けて逮捕されたが、十分な証拠が揃わないまま令状が発行されることも時折あった。

拘留者[被疑者]には、裁判を受ける権利が与えられており、さらには、私選弁護人を付けるか、あるいは経済的に恵まれない者については国選弁護人を付される権利を有する。しかしながら、首都バマコ(Bamako)およびモプティ(Mopti)の両市を除いては、とりわけ弁護士の数不足していることから、弁護士などの法定代理人を付することが限られてくる場面が度々みられた。拘留者に対する家族との迅速な面会については許可されていた。

金銭上のトラブルに関する事件については、管轄区域内の警察署で解決が図られることが往々にしてあった。回収されたその代金の一部が、事件を担当した警察署の懐に納められることもしばしば見られた。

法の規定により、被疑者は、48時間以内に起訴されるか、または釈放されなければならない、さらに、弁護士を付する権利を与えられている。しかしながら、実際には、拘留者が48時間を超過してもなお起訴されることなく拘留され続けられることが常であった。5月には、裁判所書記官全国労働組合(National Union of Clerks of Court: SYNAG)に加えて、治安判事(magistrate)の労働組合2団体、治安判事自主労働組合(Autonomous Union of Magistrates)および治安判事自律労働組合(Free Union of Magistrates)が、治安判事の給与に関する合意内容に政府が応じなかったとして、ストライキを敢行した。ストライキが行われている間、刑事事件の被疑者が数多く、48時間を超えて拘留されていた。各メディアが報じたところによると、ストライキが行われている間、刑期を終えた後も、釈放されない者がいたとした。被疑者は、逮捕後72時間以内に、警察署から刑務所へその身柄を移されることになっているが、実際のところでは、72時間を超えて、警察署内の施設に留置される事例も時折見られた。とりわけ比較的軽微な犯罪や民事事件については、保釈が認められる場合が限られていたり、ある一定の条件付きで釈放が認められる場合が多かった。当局が誓約書の提出をもって拘留者を釈放する例も時折見られた。

法の規定により、起訴処分が下された囚人については、1年以内に、裁判にかけなければならない。しかしながらこうした期限は往々にして守られず、公判を控えた囚人が裁きにかけられることなく長期にわたって拘留されることが問題となっていた。裁判上の手続きが長期間に及ぶこと、拘留者の数が多いこと、司法制度全体が非効率であること、汚職が蔓延していること、職員の数不足していること、以上の問題により、公判前の拘留が長期に及んだ。なかには、事件が法廷での審理に移されるまで、数年にもわたり刑務所に拘留され続けた者もいた。多くの者が、保釈を申請する際に必要となる金銭を納付することができなかった。国内の刑務所に収容されている者のうち、およそ67%が公判を控えた者で

あった。

司法当局は 9 月、未処理の訴訟案件の件数を減らし、ひいては刑務所内での過剰収容状態を緩和すべく、司法省による提唱の下、複数回にわたる会合の第一回目を開催した。こうしたなか、公判を控えた一部の囚人が裁判にかけられた。数多くの者が有罪判決を言い渡されて、刑に服することになったが、こうした者の多くが、公判前すでに、法の規定に則った刑期よりも長期にわたり拘留されていた。

#### e. 公正な公判の否定

憲法および法律によって、司法府の独立が規定されているにもかかわらず、行政府がひき続き司法制度全体に影響力を行使していた。司法当局内部では汚職が後を絶たず、予算も限られていることから、公正な審理が阻害されることもあった。国内の各人権団体は、裁判所において、贈収賄や職権濫用の事例が広く見られたと主張した。

裁判所による判決の内容を執行する際に問題があった。

(司法)当局は 3 月 31 日、会計検査院(Office of the Auditor General)での職員個人による紛争に関して最高裁判所が 2008 年 12 月に発した命令に従わなかったとして、上席検査官(Auditor General)、Sidi Sosso Diarra を逮捕した。同検査官は司法相の介入[働きかけ]により即日釈放された。Diarra の逮捕については、当該命令からの逸脱行為とは関連性が薄いと見る見方もあり、Diarra が当時汚職追放に向けた活動を行っていたことに対する報復の性格が濃いと主張もみられた。

5 月 27 日、最高裁判所刑事部は、Habitat Bank of Mali の CEO、Mamadou Baba Diawara および West African Investment Company(西アフリカ諸国投資会社)の CEO、Ismaila Haidara の両被告人について不正を行ったとする下級審の有罪判決を破棄した。最高裁の決定を受けて、首席検事(chief public prosecutor)の Cheickna Detteba Kamissoko は、所定の手続きに則ったうえで、Diawara および Haidara の釈放を命じた。各メディアは、こうした決定が下される際に、裁判官に金銭をめぐる収受があった可能性があるとし、さらに当該事件を担当した法廷に審理をめぐる不正が見られたと報じた。たとえば、担当検事は司法相に対して当該事件の審理の進展状況を逐一報告する義務を怠ったとし、さらに(最高裁による)当該事件の審理は、大統領が外遊中であるタイミングを狙ったかのように開始され、これらに加えて、上記の被告人 2 名の釈放を命じる書類についても異例のスピードで署名がなされたとした。これに対して、Maharafa Traore 司法相は、関係当局に対して、当該裁判所による決定を実行に移さないよう指示した。これを受けて Diawara の釈放は見送られ

たものの、Haidaraについては、司法相による命令が刑務所に通達された時にはすでに、当該者は釈放されていた。Traore 司法相は、首席検事(chief public prosecutor)に対して、当該決定を不服とする控訴を提起するように命じたが、同国の国内法には、最高裁の決定を不服とする控訴手続きについては規定されていない。6月3日、大統領直属の閣議担当官(president's council of ministers)は、Kamissoko 首席検事および Moussa Keita 最高裁長官(Supreme Court's general counsel)を罷免した。Traore 司法相は、法の規定に則り、後任の人選を行った。7月16日、当局は、Haidara を釈放したとして、刑務所の看守 Sekouba Doumbia を逮捕した。当該者は公判の場において自らの行為につき抗弁した。同年(2009年)末時点において、Diawara および Doumbia は依然として拘留されたままであったが、すでに釈放されていた Haidara については、伝えられるところによると、ドイツ国内に身を潜めていたとされる。

司法相は、判事を任命し、これを停職処分とする権限を有する。司法省は、法の執行および司法制度の運営について監督を行う。同国大統領は、司法当局の業務を監督する治安判事評議会(Council of Magistrates)を率いる。

マリ国内には、巡回裁判所、裁判所としての機能を有しておりかつ司法府全体を統括する権限を有する最高裁判所、憲法上の訴訟案件を扱いこれに加えて選挙をめぐる仲裁者としての役割も担う憲法裁判所、以上の各裁判所が存在する。以上に加えて、憲法の規定により、政府の幹部職員による背信行為について審理を行う際には、高等司法裁判所(High Court of Justice)が開廷されることになっている。

軍事裁判制度は機能していなかった。

農村部では、ほとんどの紛争が、村長および政府が任命する仲裁人(justices of the peace)によって解決が図られた。仲裁人(justices of the peace)には、調査、告訴および裁判を行う権限が与えられた。実際のところ、こうした制度には、通常の民事および刑事法廷においては付与されている権利は認められていなかった。

#### 裁判手続き

未成年者を対象とした事件を除き、裁判は通常公開で行われ、陪審制が採られていた。被告人は、法廷の場に出席する権利を有しており、私選弁護人を付ける権利も認められている。経済的に恵まれない被告人については、公費で、裁判所が任命する弁護人が付けられる。被告人には弁護人に助言を求める権利が与えられているが、とりわけ農村部においては、弁護士が恒常的に残務に追われていること、弁護士の数が十分ではないことから、即

座には弁護士と接触する機会が得られない場合が往々にしてあった。弁護士費用を支払えない者が数多くいた。被告人および弁護士は、政府側が保持する当該事件に関わる証拠を閲覧する権利を有する。被告人には無罪の推定がなされる。被告人にはさらに、(検察側の)証人の出廷を求める権利、(被告人側の)証人の出廷を求める権利、(被告人側に有利となる)証拠を提出する権利、および上級審に対して判決を不服とする控訴を行う権利が与えられている。これらの権利はすべての国民に対して例外なく認められている。

政治囚および政治的理由により拘留された者

政治囚または政治的理由により拘留された者についての報告はなかった。

民事上の訴訟手続きおよび救済方法

民事上の争訟につき、独立性が確保され、かつ公正な司法制度が存在する。しかしながら、司法部内では汚職が蔓延しており、法律の規定も女性にとっては不利な内容のものである。人権侵害につき、賠償を求める訴訟と当該行為の差止めを求める訴訟とで、別個の裁判制度が用意されているわけではない。民事法廷による判決の内容が、執行されるうえで、困難をとまなう事例が時折報告された。

f. 私生活、家族に関すること、家庭生活、または通信に対する恣意的な干渉

憲法および法律の規定により、上記の行為は禁じられており、政府も実際にこれらの禁止事項を概ね尊重していた。

g. 国内の紛争における過剰な武力行使および虐待行為

同国北部において、トゥアレグ族の反政府兵士をはじめとした各勢力による暴力行為、民族紛争、および AQIM による不穏な動きが断続的に見られた。

トゥアレグ系の各武装グループが政府軍に対して幾度となく攻撃を加えたこと、さらには 2008 年 12 月に Northern Mali Tuareg Alliance for Change(ATNMC)がナムパラ(Nampala)にある軍駐屯地を攻撃したことを受けて、政府軍は、翌年 2009 年 1 月から 2 月にかけて ATNMC に対して軍事攻勢をかけた。政府軍による攻勢を受けて、ATNMC 指導者、Ibrahim ag Bahanga に仕える者たちのなかには、同組織を脱退する者もあらわれた。後になって、Bahanga は本国からリビアに逃れた。

同年(2009年)、トゥアレグ系の反政府グループは、武装解除を目的とした式典への出席に応じた。たとえば、2月13日から2月17日にかけて、Alliance for Development and Change(発展および変革のための同盟)のメンバー数百名が、2006年アルジェ協定(2006 Algiers Accord)の履行義務に従って、武装解除に応じた。

2008年に反政府兵士およびトゥアレグ系の各武装勢力の攻撃により退去を余儀なくされた住民が、帰郷したと報じられた。

1月7日、ガオ(Gao)からキダル(Kidal)へ至る道の途上で、ATNMC とつながりがあると思われる反政府兵士が、車の強奪を働き、車中にいたマリ電力会社(Malian Electric Company)の社員2名を5日間にわたって拘束した。他にも運転手1名、さらには子ども1名を含む乗客2名もいたが、これらの同乗者については、短時間拘束しただけで、すぐに解放した。

真偽についてはなお確認されていないのだが、政府の治安部隊が、先の戦闘行為の際に拘留したトゥアレグ族の戦闘員を虐待したとの報告があった。1月15日には、政府によって拘留されたトゥアレグ族の囚人1名が、その拘留中に死亡した。

アンソンゴ(ガオ州)一帯で、プル族(Peulhs)およびソンガイ族(Songhai)から成る Ganda-Izo 在郷軍と近隣のトゥアレグ族の各勢力との抗争が、散発的ながらも続いた。1月1日および1月7日の両日には、トゥアレグ族の指導者らによって、ガオ(Gao)の町が、迫撃砲を用いた攻撃の標的とされて、少なくとも住民1名が死亡した。6月12日には、Tandagdagorane の町で、トゥアレグ人6名が、自動小銃や迫撃砲で武装した総勢14名のプル族(Peulhs)およびソンガイ族(Songhai)の戦闘員らによって殺害された。それから12日後、今度は Fittili の町で3名のプル人(Peulhs)が殺害されたが、明らかに先の事件に対する報復行為であると思われる。7月24日以降、Tessit の生活圏内で襲撃が3日間にわたって繰り返されて、プル族(Peulhs)に新たに16名の死者が生じた。当該暴力行為は、隣国ニジェールおよびブルキナ・ファソから家畜の放牧地を求めてプル族系の遊牧民がマリ国内へ流入してきたを受けて悪化の様相を呈した。

マリ当局は4月、2008年9月に隣国ニジェール国内で逮捕され、その後、マリ本国へその身柄を送還された Ganda-Izo 在郷軍の指導者、Amadou Diallo を釈放した。

6月5日、Lamine Tahar がおそらく統率しているものと思われる Berabiche Arabs の一団が、ティンブクトウ(Timbuktu)から選出された職員9名を拉致して、人質に取った。伝えられるところによると、当該犯行グループは、ティンブクトウ(Timbuktu)の議会で実施される選挙をかく乱しようとしたとされ、強引にアラブ系候補を議長に就任させようとしたとされる。

人質のうち3名は6月5日に解放され、残る6名については6月8日に解放された。

同年(2009年)中、テロ組織 AQIM が、市民を人質に取ったり、さらには殺害した。

6月10日、ティンブクトゥ(Timbuktu)において、AQIM とつながりがあると思われる武装グループが、マリ諜報部員であり Berabiche Arabs 指導者でもある Lamana Ould Bou 大佐をその者の自宅で暗殺した。

1月22日、盗賊たちが、ヨーロッパ人観光客 Edwin Dyer、Marianne Petzold、Gabriella Greitner および Werner Greiner を、ニジェールとの国境沿い付近で拉致し、その後、彼らの身柄を AQIM に引き渡した。AQIM は4月22日、Petzold および Greitner を解放したが、Dyer については5月31日に殺害した。AQIM は7月12日になって Greiner を解放した。

ニジェールに国連特使として派遣されたものの2008年12月に同国内で消息を絶ったロバート・ファウラー(Robert Fowler)特使、同特使の補佐として同じく行方不明となっていた Louis Guay、さらには運転手の Soumana Moukaila にかかわる事件に進展があった。AQIM がマリ国内で3名を拘束していたが、後になって彼らを解放した。まず Moukaila が3月に解放された。その後、ファウラー国連特使とその補佐である Guay が、上述したヨーロッパ人観光客2名とともに、4月22日に解放された。

## 第2節 以下の各権利を含む、市民的自由権(Civil Liberties)の尊重

### 言論および報道の自由

憲法および法律上、言論および報道の自由が規定されている。政府も実際にこれらの権利を概ね尊重していたが、その一方で、政府を公然と非難した者が逮捕されたり、ジャーナリストが逮捕されたとの報告もあった。

青年組織である Circle for Youth Reflection and Action の代表を務める Mahamane Mariko が、記者会見の席上、マリ北部における政府の政策を批判し、さらにはトゥアレグ系反政府勢力への武力行使を要求した後、同代表は1月14日に逮捕され、その後、起訴されることもなく28時間にわたって拘留された。

国内において、第三者的な立場の各メディアが事業を活発に行い、広範にわたる見解を伝えていた。

2月26日、政権に批判的な放送局である Radio Kayira のジャーナリスト、Nouhoum Keita が詐欺の容疑で逮捕された。逮捕に先立ち、Keita は、ラジオ番組で、政府職員が自らを陥れようとしているとし、これに対して、こうした職員を特定するために訴訟を提起する用意があると語っている。4月15日、当局は Keita を釈放した。

2008年において、上述した各事件について進展は見られなかった。

#### インターネットをめぐる自由

インターネットの利用に際して、マリ政府が何らかの制限を加えたこと、または E メールもしくはチャットについて政府が監視を行なったとする報告はなかった。個人および各団体は、E メールをはじめとしたインターネットの利用を通じて、暴力的ではない穏やかな内容の意見を自由に表明することができた。首都バマコにはネットカフェが数多く存在するが、各家庭においては、費用の面から、利用は限られたものになっていた。首都以外では、一般市民がインターネットを利用できる場所は非常に限られていた。国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) がまとめた 2008 年度の統計によると、同国全体の約 1.6% にあたる人々がインターネットを利用していたとした。

#### 学問の自由および文化的な活動/行事(cultural events)

学問の自由または文化的な活動/行事について、政府による制限はなかった。

#### b. 暴力的ではない穏やかな性格の集会(peaceful assembly)及び結社の自由

##### 集会の自由

憲法および法律上、集会の自由が規定されているが、政府がこうした権利を妨害する事例も時折見られた。

4月13日、政府は、首都バマコにおいて開催された HIV/AIDS に関する総会の場で、同性愛者のグループが集会を行うことを制止した。

首都バマコ・Banconi Salembougou 地区において、数日間にわたる暴動が繰り広げられたことを受けて、警察は2月16日から翌17日の深夜にかけて、デモ参加者らを追い散らすために催涙ガスを使用したり、過剰な武力を行使したとされ、結果的に数多くの負傷者が発生したと伝えられた。今回の対峙は、Banconi Salembougou 地区において住民からの幅

広い支持を集めている有力者に対して、裁判所が土地からの立ち退きを命じたことが契機となって生じた。当該有力者およびその支持者たちは、問題となっているその所有地を占拠したとされ、伝えられるところによると、支持者たちが、当該土地へと通じる道路を封鎖し、さらには当該所有地に対して破壊行為を行ったとした。

同様に、2008年10月、首都バマコ・Medina Coura 地区において、警察がデモ参加者たちを追い散らすために過剰な武力を行使したとされる事件で、その後、事件に進展は見られなかった。

#### 結社の自由

憲法上、結社の自由が規定されているものの、法律の規定により、良俗に反すると見做される結社については禁止されている。同年(2009年)において、政府は結社の自由を概ね尊重していた。

#### c. 信教の自由

憲法および法律上、信教の自由が規定されており、政府も同権利を概ね尊重していた。

政府は、宗教的な団体を含めて、いかなる団体についても、その設立に際しては、届出を行うように要求した。その手続きは、一定の手順に則ったものであり、煩雑なものではない。同国において古来より続く土着の宗教団体については、あらためて届出を行うように要求されなかった。

#### 社会的な虐待および差別

推計によると、マリ国内に居住するユダヤ人は、50名に満たないとされている。同国において、反ユダヤ的な行為が行われたとする報告はなかった。

本節に関連する考察について、そのさらなる詳細については、*世界各国の信教の自由に関する年次報告書2009*を参照のこと。

#### d. 国内での移動の自由、国内避難民、難民の保護および無国籍者

憲法および法律上、国内での移動、国外への渡航および移住、ならびに本国への帰国の自由が規定されており、政府も実際にこれらの権利を概ね尊重していた。警察が、密輸品の

移動を防止したり、車両登録を確認するために、内国人および外国人を問わず、日常的に市民に対して制止を求めたり、調査を行った。一部の警察および憲兵(gendarme)には、金銭を強要する者もいた。

マリ政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)をはじめ、その他の人道活動団体と協力して、国内避難民、難民、庇護希望者等の保護および支援にあたった。

憲法および法律上、とりわけ国外への強制退去処分の禁止が明記されている。マリ政府がこうした処分を下すことはなかった。

### 国内避難民(IDPs)

2008年にトゥアレグ系反政府勢力の襲撃によりキダル州(Kidal region)を追われた数千人にものぼる IDPs が、年央までには、治安状況が改善した当該地方へ帰郷したと伝えられた。

6月には、ガオ州(Gao Region)、同州内でも特に、アンソンゴ(Ansongo)、Tessit、Ouatagouna、ブラ(Boura)、Inmahag、Lellehoy/Tantala および Baba Sorgos において、地域間の抗争が繰り広げられたことにより、およそ 200 世帯が退去を余儀なくされたとされる。Boughessa では、マリ国軍とトゥアレグ系反政府勢力との衝突に加えて、これに追討ちをかけるように、同地を干ばつが襲い、およそ 400 世帯が退去を余儀なくされたとされる。

政府は、IDPs に対していくらかの支援を行い、さらに赤十字国際委員会(ICRC)に対して IDPs との接触を認めた。これに加えて政府は IDPs に対して人道活動団体が行う支援を受けることを許可した。国土に広がりがあることに加え、地方では地形が複雑なこと、地雷が敷設されているおそれがあること、さらには、年初に反政府勢力による攻撃があったことから、支援活動は制約を受けることになった。マリ政府は、IDPs に対して、攻撃を加えたり、標的にしたり、あるいはこうした者たちを強制的に帰郷させたり、ある特定の場所に(再)定住させることはなかった。

### 難民の保護

マリは、1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」および1969年の「アフリカ難民問題の特殊な側面を規定する条約(African Union Convention Governing the Specific Aspects of the Refugee Problem in Africa)」の締約国である。同国の国内法により、庇護または難民の地位を与える旨が規定されており、政府もこれまでに難民に対して保護を与える体制を整えてきた。実際のところ、マリ政府は、人

種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に、生命もしくは自由が脅威にさらされるおそれのある本国へ、ある者を追放もしくは送還する事態となると考えられる場合には、この者に対して何らかの保護を与えてきた。難民問題を担当する国内委員会は、UNHCR による制度化した支援(institutional assistance)を受けるかたちで、活動を行っていた。

マリ政府は、難民としての地位を認定することができない者たちを対象にして一時的な保護を与えてきた。同年(2009年)には34名に対してこのような保護を与えた。

### 第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法および法律の規定により、マリ国民には自らの政府を平和裏に交代させる権利が与えられており、実際にマリ国民は普通選挙制に基づき定期的に実施される自由かつ公正な選挙を通じて、上記の権利を行使した。

#### 選挙および政治的な参加

国内外の選挙監視団は、2007年の大統領選挙では、現職のアマドゥ・トゥマニ・トゥーレ(Amadou Toumani Toure)候補が、71%の得票を獲得して、自身2期目となる任期5年の大統領に再選された。議会選挙も同年に実施された。国内外の選挙監視団は、2007年に実施されたこれらの選挙について、管理/運営上、いくつかの不手際があったものの、明らかな不正はなく概ね自由かつ公正に行われたとした。

4月26日、国内703の自治体で実施された議会選において有権者が投票を行った。国内外の選挙監視団は、同日に実施されたこれらの選挙が、概ね自由かつ公正に行われたとした。しかしながら、個別に見れば、管理/運営上不手際があったこと、さらには不正が行われたとの報告もいくつかあった。たとえば、重大な不正の事例がBerおよびTarkintで報告された。選挙に先立ち、一部の政党には有権者名簿に記載されている内容の真偽を疑問視する声もあった。首都バマコでは、投票日当日、当局が、選挙をめぐる不正に関与した疑いがある者94名を逮捕した。逮捕者のほとんどが、盗難にあった有権者登録証の不正所持に関与していた。逮捕者のうち、少なくとも16名に有罪が確定し、1~3か月の禁固刑が言い渡された。その他の者については、証拠不十分により釈放された。同年(2009年)末時点では、すでに94名の逮捕者全員が、証拠不十分で釈放となったか、あるいは刑を服し終えたか、そのいずれかにより、拘留を解かれていた。

各政党は概ね、何らかの制約または外部からの干渉を受けることなく活動を行っていた。

国民議会(National Assembly)147 議席のうち女性議員は 15 議席を占めていた。全閣僚 29 名のうち女性は 6 名であった。最高裁判事 33 名のうち長官を含めて女性は 5 名であった。さらに 9 名で構成される憲法裁判所のうち、女性判事は 3 名であった。

国民議会(National Assembly)には、歴史的に社会の周縁部に追いやられてきた牧畜民や、同国北部のガオ(Gao)、ティンブクトゥ(Timbuktu)およびキダル(Kidal)の各地域に暮らす少数派の遊牧民族のために、特別に 15 議席が留保されていた。さらには、こうした少数派のために、閣僚のポストが 2 つ留保されていた。

#### 第 4 節 政府内での汚職および透明性の確保

法律の規定により、公務員の汚職については刑事上の罰則が適用されるが、実際のところ、政府が当該法律を有効に施行することはなく、職員は往々にして罰則を受けることなく不正な慣行に関与していた。職員が金銭を強要することも度々あった。司法府内にも汚職が蔓延していた。

憲法の規定により、首相以下、全閣僚は、毎年、収支報告書および書面による所得/収益申告書を最高裁判所へ提出することが求められているが、こうした書類は一般には公開されていなかった。

国家汚職防止機関(Malian Anticorruption Agency:CASCA)および第三者機関である OAG が、汚職撲滅の責務を担っている。CASCA は、省庁の内部に設けられた、汚職防止を担当する各部署を統轄しており、大統領に対して直接報告を行う権限を有する。

OAG が作成した 2008 年度年次報告書(2009 年に公表)によると、歳入のうち推計でおよそ 980 億 CFA フラン(2 億 1 千万ドル)が、不正流用等により不明となっているとした。こうした不明となっている歳入の内訳には、税関、財務省および社会保障庁からのものが含まれる。なお会計検査庁長官(auditor general)が、前年の年次報告書で取りあげた問題に関しては、進展は見られなかった。

同年(2009 年)中、OAG は、2008 年度年次報告書で取りあげた 9 つの政府機関について調査を行った。調査の結果、会計検査庁長官(auditor general)による不正防止策および財務管理上の勧告案の 74%が、これらの機関で実行されていた。前年の年次報告書において会計検査庁長官(auditor general)が取りあげた内容に基づき、汚職に対する刑事上の訴追手続きがとられることはなかった。

対 EU 産業発展担当局(EU's Center for Business Development)長官在任中に浮上した汚職疑惑が契機となって、2008 年 9 月に引責辞任した、Ahmed Sow・エネルギー、水および鉱物資源担当大臣にかかわる事件につき、進展は見られなかった。

法律の規定により、政府が保持する情報は一般に公開されており、政府も概ね、海外のメディアも含めて、内国人および外国人の別を問わず、こうした情報の閲覧を認めていた。国家予算に関する情報についても、請求があれば、一般に公開されていた。閲覧の申請が却下された場合、申請者は行政裁判所に対してこの決定を不服とする訴えを提起することができる。当該裁判所は提起があった日から 3 か月以内に事案を扱わなければならない。

#### 第 5 節 マリ国内における人権侵害の有無に関して国際組織および非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の様々な人権団体が概ね、マリ政府から制約を受けることなく、人権に関する事案の調査およびその調査結果の公表といった活動を行っていた。政府職員も概してこうした人権団体の活動に協力的で、各団体がまとめた調査結果等に対して総じて好ましい反応を示していた。

マリ国内の主な NGO としては、Collective of Women's Association and NGOs: CAFO(女性の地位向上のための組合組織および NGO による連合体)、AJM、Women and Children Rights Watch: ODEF(女性および子供の人権の監視団体)、Women and Children's Rights Committee: CADEF(女性および子供のための人権委員会)、Women and Human Rights(女性と人権団体)、Mali Human Rights Association: AMDH(マリ人権協会) black Tamachek Association: TEMEDT(黒いタマシェクのための人権協会)、Mali Enjeu および ENDA-Tiers Monde(第三世界エンダ)などがあった。政府当局者は、実に多岐にわたる問題に関して NGO と協議の機会をもった。

政府は、国外の各団体の活動に対して概ね協力的な態度を示し、国連の使節および ICRC(赤十字国際委員会)といった各団体による同国への視察訪問についても許可した。

司法省の下部組織として、国家人権委員会(CNDH)が置かれている。CNDH は、その設立の根拠を憲法におく第三者機関である。しかしながら、同年(2009 年)において同委員会は有効に機能していなかった。

#### 第 6 節 差別、社会的虐待および人身売買

憲法および法律により、(身体的もしくは精神的な)障害を除き、出生、社会的身分、肌の色、言語、性別または人種を理由としたあらゆる差別が禁じられている。

## 女性

マリ国内では法律により強姦行為は違法とされているが、政府が当該法律の規定を有効に執行したとはいえなかった。強姦事件が起訴される例は非常に稀であった。強姦事件のほとんどが、報告されなかった。配偶者による強姦行為を特別に禁じた法律は存在しないが、法執行職員によると、強姦行為を禁じた法律は、配偶者が関わる事件にも適用されるとした。警察および司法当局者は強姦事件にかかわることに積極的ではあったが、裁判に先立ち、事件の当事者間で示談が成立すれば、任務はその場で打ち切りとなった。強姦事件の加害者のうち、起訴された者、有罪が確定した者、あるいは刑罰を科せられた者、それぞれの人数に関する情報は入手できなかった。

配偶者によるものを含めて、女性に対する家庭内暴力が問題となっていた。そのほとんどが報告されなかった。配偶者による虐待は犯罪行為であるものの、とりわけ家庭内暴力を禁じた法律は存在しない。警察は、家庭内暴力が絡む事件に対して、法を適用するかまたはこれに介入することに消極的であった。女性の多くが、加害者である夫に対して、訴えを提起することに消極的であった。こうした背景には、被害者である女性が、申立てが離婚事由として解されかねないことを恐れていたこと、仮に離婚となれば、独力で生計を立てることができないこと、あるいは家庭内暴力が世間に知られることで社会的な汚名を着せられる事態は避けたいと考えていたことが挙げられる。政府内の行動計画策定および統計担当部署(the government's planning and statistics unit)は、こうした家庭内暴力にかかわる事案について告訴を検討することを目的として設置されたが、実際のところ機能していなかった。女性に対する家庭内暴力については、その暴力の程度に応じて、1~5年の懲役および500,000CFAフラン(約1,071ドル)の罰金が科せられる。事前に計画したうえで、犯行におよんだ場合、最高で10年の懲役刑が適用される。

Ministry for the Promotion of Women, Children and the Family: MPFEF(男女共同参画、子ども、家族担当省)は、医療従事者、警察、弁護士および裁判官の利用に供するべく、女性に対する暴力に関してまとめた手引き書を配布した。いずれもNGOであるAction for the Defense and Promotion of women Rights(女性の人権の擁護および推進のための行動計画)とPromotion of Household Maids(家事使用人のための権利推進団体)は、虐待を受けた女性の家事使用人向けに避難所を運営していた。

売春行為は合法とされており、都市部では広く見られる。

性的嫌がらせを禁ずる法律は存在せず、こうした事例は頻繁に発生していた。

女性には、子どもを儲けるか否か、あるいは望む子どもの数について、これらを決定する能力に一定の制約が課せられていた。女性は、上記のような決定を、夫および家族の者に委ねるように迫られ、女性の側には十分な情報が与えられていないことも往々にしてあった。女性には、避妊の機会が与えられていなかったり、出産に際して、産前および産後に不可欠となる世話をできる熟練した助産師による付き添いが得られないことも往々にしてあった。HIVをはじめとする性感染症の診断および治療については、男女間でその利用機会に違いは見られなかったが、そもそも、男女の別を問わず、治療機会は限られたものとなっていた。

家族法の規定および古くからの慣例の内容は、男性に有利なものである。法律上、女性は夫に従うものとされている。女性は、とりわけ離婚、子の養育権および相続に関して、不利な立場におかれる。女性には、高額な費用を負担できないことに加えて、必要となる知識や情報が備わっていないことから、法的サービスを受ける機会が非常に限られていた。

法律の規定により、女性には財産権について男性と同等の権利が与えられることになっているが、実際には、古くからの慣習が障害となったり、当該法律の規定がないがしろにされることで、こうした権利の行使に一定の制約が課せられていた。夫婦間で財産を共有することを約した婚姻(community property marriage)については、婚姻前契約書にその旨を明記しなければならない。さらに、婚姻証明書を伴わない婚姻については、裁判官はこうした婚姻を一夫多妻婚であると推定した。相続にかかわる事項に関して、古くからの慣習は女性に対して不利な内容のものであった。実際に男性が家族の財産のほとんどを相続した。

女性の就業機会、経済的な恩恵を受ける機会、および教育を受ける機会は限られていた。National Center for Information on Women and Children(女性および子どもに関する国立情報センター)によると、国内の正規労働人口に女性が占める割合は、およそ 15.5%であったとした。同国における主要な正規労働部門の一つ、政府部門では、女性職員に対して、同一の仕事には、男性職員と同額の給与を支払っていた。MPFEF が、法律に規定されている女性の権利を擁護する責務を担っていた。その一方で、男性に有利な内容の社会的規範が現に存することから、女性が経済的な差別に直面した。

子ども

マリ共和国では、子の国籍はその父親のものが受け継がれる。政府は、すべての出生登録申請に迅速に対応できたわけではなく、特に農村地域において、こうした傾向が見られた。

憲法上、全国民を対象とした無償教育が謳われており、法律により義務教育を行うことが規定されている。しかしながら、子どもたちの多くが学校に通っていなかった。その親はわが子に対して、制服、その他諸々の教材等を与えるばかりか、教育にかかる費用も自己負担しなければならないことが往々にしてあった。経済的な事情、男児の教育機会を優先させる社会的な風潮、さらには女児の早婚等の理由により、すべての学年において女児の就学率が男児のものを下回った。就学率全体に影響を与えていた他の要因としては、近くに学校がないこと、交通手段がないこと、教員の数や校舎等の設備が不足していることなどが挙げられた。

黒いタマシェク(black Tamacheks)のコミュニティーの住民は、同部族に対する奴隷制と見紛うような慣習が現存することから、そこに暮らす一部の子どもたちが教育を受ける機会を否定されたと語った。

同国全土において、その人数については把握できていないのだが、初等教育課程の学齢期にある子ども、そのほとんどが10歳に満たない子どもであるのだが、定時制のイスラム学校に通っていた。こうしたイスラム学校は、そこに通う生徒や親からの出資金によって運営され、コーランの規範のみが教えられていた。イスラム学校の生徒たちは「garibouts」として知られており、同学校の教師たちによって搾取され、路上でお金をねだるか、または農場の労働者として働くことを強制された。

マリ国内において児童虐待に関する統計は存在しなかった。児童虐待にかかわる事例の多くが報告されなかった。子どもに対する性的搾取が見られた。警察やMinistry for Solidarity and Social Development(国家連帯および社会発展省)傘下の担当部局が、一部報告のあった児童虐待もしくは育児放棄にかかわる事例の実態調査および介入に乗り出したものの、政府がこうした子どもたちに対して、何らかの支援策を提供した例はほとんどなかった。

マリ国内、特に農村部において、女性性器切除(FGM)が一般的に行われていた。生後6か月から6歳の女児を対象に施術が行われた。同国の女性のおよそ95%が、すでにFGMの施術を受けていた。こうした施術は、一部の北部地域を除いて、国内のほとんどの地域において民族、社会的な階層、および宗派の別を問わず行われていた。とりわけFGMを禁じる法律は存在しないが、政府が発した命令に基づき、政府が設立した各医療施設でのFGMの施術は禁じられている。政府によるFGMに関する啓発活動は、同国全土の国民に浸透し、人権団体の報告によると、教養のある(両)親のもとに生まれた子どもたちの間で、FGMの

施術件数が減少したという。

婚姻法の規定により、たとえ 15 歳に満たない少女であっても、親の同意および裁判官による特別の許可を得ることができれば、婚姻することが認められている。かかる同意を得ることなく少女が婚姻できる最低年齢は満 15 歳である。一方で、なかには 9 歳という若い少女の婚姻が親によって取り決められるなど、年端も行かない少女の婚姻が同国全体で問題になっていた。国内の人権団体の話によると、司法当局者が、婚姻に際して実際には法定年齢に達しないのにもかかわらず、虚偽の事実を記載した文書を受理する事例が頻繁に見られたとした。

伝えられるところによると、8 月 29 日、警察は、12 歳の娘を、その少女のいところにあたる 50 歳の男性に嫁がせようとしたとして、父親の Amadou Diallo を逮捕した。同被疑者は 3 日後に釈放された。当該事件は法廷による審理に移された。事件の被害者となったその少女は、女性親族のもとに引き取られた。

特別に児童売春を扱った法律は存在しない。当局は、未成年者を対象としたポルノ画像は、刑法上禁じられている強制わいせつ(行為)の一形態を構成するものとしていた。強制わいせつ罪については 5~20 年の懲役刑により罰せられる。マリ国内には、強姦行為に関する成文法が存在し、合意に基づく性交渉が認められるのは、満 18 歳以上である旨が規定されている。当該法の規定は、婚姻の最低年齢を満 15 歳と定めている婚姻法とは整合性がとられておらず、実際には執行されていなかった。

警察機構内部の児童・青少年保護、健全育成課(Division for Protection of Children and Morals)は児童売春婦を逮捕した。逮捕者は通常の場合、数時間後に釈放された。インタビューによる 450 人分の回答の内容についても盛り込んだ、2004 年発表の政府の調査報告によると、子どものなかでも特に性的搾取の標的とされるおそれがあるのは、露天商もしくは家事使用人として働くか、あるいは住む家がないか、または人身売買の被害に遭った 12 歳から 18 歳までの少女であるとした。こうした性的搾取は、国境周辺地帯、輸送ルート沿いに位置する町、および採鉱地区において最も一般的に行われていた。同調査報告によると、性的搾取に関する事件のほとんどが報告に上がってこなかったとし、同国は子どもを守るべく法律を強化すべきであると勧告していた。

## 人身売買

法律により子どもの人身売買は禁じられているが、成人を対象としたものについてはこれを扱った法律上の規定は存在しない。実際には、マリ国外から本国に向けて、または逆に

マリ本国から国外に向けて、あるいはマリ国内において、女性および子どもが密売されたとの報告があった。

子どもを含む多くの者たちが、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、セネガル、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリアといった西アフリカ諸国とマリ本国の双方間で、強制労働および商業的な性的搾取の利用に供するために違法に取引された。子どもの人身売買のほとんどが、マリ国内で行われた。子どもは、農作業、家事使用人、物乞い、金採掘および売春等に従事させる目的で違法に取引された。

こうした人身売買に関与した者の多くが、西アフリカ諸国を出身とする者たちであった。こうした者たちには、実にさまざまな品目の密輸に携わる業者にかぎらず、「marabouts」として知られるイスラム学校の教師も含まれた。多くの事例において、農村部に暮らす親たちは、子に経済的な利益もしくは教育の機会が与えられるとする人身売買を業とする商人たちの甘言に唆されて、この者たちに我が子を託した。

子どもの人身売買には、罰則として5～20年の懲役刑が適用される。同年(2009年)において、人身売買に関連して起訴が行われたとする報告はなかった。

6月3日、マリ政府当局者が、ニオロ・デュ・サヘル(Nioro du Sahel)において、子ども16人を引き連れて、隣国モーリタニアへの入国を試みたとして、Sidamar ag Cherif 容疑者を拘留した。Cherif 容疑者は、マリ＝モーリタニア国境上で、モーリタニア当局者によって入国を阻止されたという。同容疑者は起訴されることもなく翌日釈放された。NGOの ENDA-Tiers Monde(第三世界エンダ)は、被害に遭った子どもたちに対して一時的な支援を提供し、その後、家族のもとに返した。

12月17日には、再び Sidamar ag Cherif 容疑者が適切な渡航書類を所持することなく8人の子どもを引き連れてモーリタニアへの入国を試みたとして、政府当局者がこの者をニオロ・デュ・サヘル(Nioro du Sahel)において逮捕した。再び ENDA-Tiers Monde が、子どもたちに一時的な支援を提供した。当局は ag Cherif 容疑者を釈放し、子どもたちは家族の元に返された。当局の話によると、ag Cherif 容疑者は子どもたちをモーリタニアに連れて行く旨の了解を事前に親たちから取り付けていたという。その後も ag Cherif は、子どもたちをモーリタニアに入国させようとしたが、国境上でモーリタニア当局者によって阻止されたという。同年(2009年)末時点において、ag Cherif および子どもたちは、サヘル(Nioro)で足止めされていた。

キタ(Kita) 総勢26名の子どもの違法取引に関与していたとして逮捕されたものの、その後

誓約書の提出をもって2008年6月に釈放されたキタ州(Kita)の容疑者3名にかかわる事件、イスラム学校の教師によってブルキナファソからマリへ不法に売買されたものの、2008年12月にブルキナファソ本国に無事送還された7名の子どもたちにかかわる事件、コートジボワールから男児を違法取引によりマリに入国させたとして2007年に逮捕されたものの、その後誓約書の提出をもって釈放されたコートジボワール人容疑者2名にかかわる事件、以上のいずれについても何ら進展は見られなかった。

Ministry for the Advancement of Women, Children and the Family(男女共同参画、子ども、家族担当省)こうした不正取引撲滅に向けたさまざまな取り組みを調整して連携を図る責務を担っているが、必要となる予算が確保されておらず、その役割を果たしていなかった。司法省、Ministry of Territorial Administration(領土管理省)およびMinistry of Labor and Civil Service(厚生労働省)も同じく人身売買撲滅にかかわる責務を担っている。

要請があれば、マリ政府は、国外の人身売買監視活動や犯罪人の引渡しに協力したが、同年(2009年)においては、こうした事例は報告されなかった。マリ政府は、国際機関およびNGOと緊密に連携をとり、人身売買被害者の本国への送還および再定住にかかわる各活動の調整にあたった。

首都バマコ、カエス(Kayes)、クリコロ(Koulikoro)、モプティ(Mopti)、セグー(Segou)およびシカソ(Sikasso)の各都市にある、NGO運営による各支援センターが、違法取引の被害に遭った子どもたちを家族の元に帰す際の支援を行った。MPFEFは、各国政府と協力して、人身売買被害者の本国への送還について、その促進/円滑化を図った。

米務省の『人身売買に関する年次報告書』は、[www.state.gov/g/tip](http://www.state.gov/g/tip)で閲覧できる。

## 障害者

雇用、教育機会、医療サービスの享受、またはその他の各種公共サービスの提供面において、身体もしくは精神的障害者の権利保護を特に明記した法律は存在しない。各種の公共施設に対して、障害者の利用にも配慮することを求める旨の法律も存在しない。Ministry of Social Development, Solidarity and the Elderly(社会発展、国家連帯および高齢者福祉担当省)が、障害者の権利擁護の責務を担っている。同省は、障害者の稼得機会の向上を目的とした各活動を支援し、さらに、障害者向けに各種の基本的なサービスを提供するNGOとも連携した。

## 国民/人種/少数派民族

Bellah という呼称が用いられる場合が多い、「黒い」タマシェク人(“black” Tamachek)に対する社会的な差別が依然として見られた。黒いタマシェク人については、まるで奴隷制と見紛うような従来からの慣行、さらにはある特定の民族との関係において代々受け継がれてゆく主従/隷属関係が根強いことから、こうした者のなかには、他の民族によって、その市民的自由権を剥奪されていた者もいた。ガオ(Gao)およびメナカ(Menaka)の町に位置する黒いタマシェク人社会は総じて、地元の当局者や他の住民たちによって、身分証明書もしくは有権者登録証の取得申請を妨害されたり、あるいは、快適な住居を構えたり、家畜を窃盗行為から守ったり、各種の法的保護を求めたり、教育もしくは地域開発支援を享受することなど、こうした機会を妨げられることで、差別的扱いを受けていたという。

社会的な虐待および差別、ならびに生物学的および社会的な性差に起因する暴力行為

マリ国内において、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダー(LGBT)のための団体として認識できるものはなかった。同国内には「良俗に反する」結社を禁ずる法律が存在し、さらに 2005 年、当時のバマコ特別区知事が、当該法律を引用することで、同性愛者のための人権擁護団体の公認申請を却下したことから、LGBT の各団体が連携して活動を行うことには制約が課せられるようになった。4 月 13 日には、警察が、首都バマコで開催された HIV/AIDS に関する総会の場で、同性愛者のグループが集会を行うことを制止した。性差に基づく社会的な差別が広く見られたが、その一方で、当局者ら公の者たちによる差別については報告されなかった。

他の社会的な虐待もしくは差別

HIV/AIDS に感染、罹患している者たちに対する社会的な差別が確認された。マリ政府は、HIV/AIDS に関する啓蒙活動を行い、HIV/AIDS に感染、罹患している者たちが次第に社会の中に受け入れられるよう尽力した。

## 第 7 節 労働者の権利

### a. 労働組合の権利(The Right of Association)

法律の規定により、全ての労働者が、事前の認可もしくは煩雑な手続き等を要することなく、独立した労働組合を組織し、またはこれに加入することができる。労働者たちは実際にこうした権利を行使していた。唯一、軍、憲兵隊および国家警備隊(National Guard)に所属する者たちが、こうした組合を組織することを禁じられていた。教員、治安判事[下位裁

判所裁判官(magistrates)、医療従事者および上級公務員を含む、全給与所得者のおよそ 95% が、何らかの労働組合に加入していた。

法律の規定により、労働組合には外部からの干渉を受けることなく活動を行うことが認められており、実際のところ政府もこうした労働組合の権利を尊重していた。

法律の規定により、各組合にはストライキを行う権利が保障されており、現にこれらに加入する労働者もこの権利を行使した。しかしながら、ストを行うことによって、人々の健康もしくは生命を危うくし、または治安上の問題を惹起させるか、あるいは通常の経済機能を麻痺させるおそれがある場合、さらには同国にとって不可欠となっている高度に専門的な部門がかかわる場合には、労働相が当事者双方に調停を命じることが法律上規定されている。公務員および国営企業に勤務する従業員については、ストを予定している日をさかのぼること 2 週間前に、ストを実施する旨の届出を済ませておく必要があり、さらに Ministry of Labor and State Reforms(労働・改革担当省)をはじめとする第三者の同席の下、雇用主との調停および協議に入らなければならない。労働法の規定により、ストライキを行った者に対して不利益な取扱いをすることは禁じられており、政府は概ねこうした法律の規定を有効に執行していた。

#### b. 団結権および団体交渉権

法律によって、団体交渉権が規定されており、労働者は自由に当該権利を行使していた。非組合員に対する差別は法律によって禁じられていないが、同年(2009 年)にこうした非組合員を標的とした行為もしくは活動があったとの報告はなかった。

マリ国内には(労働に関する特別法または各労働一般法の適用が除外されるような)経済特区(export processing zone)は存在しない。

#### c. 強制労働の禁止

法律の規定により、年少者によるものを含めてあらゆる強制労働が禁じられているが、実際にはこうした形態をとる労働慣行が見られた。

法律の規定により、本人の同意を得ることなく労使契約を結ぶことは禁じられている。違反者には罰則として科料および苦役が課せられる。左記の違法行為に 15 歳未満の年少者がかかわってくる場合には、適用される罰則が 20 年の懲役刑に引き上げられる。

とりわけガオ(Gao)、ティンブクトゥ(Timbuktu)およびキダル(Kidal)といった同国北部の各地域において、多くの黒いタマシエク(black Tamachek)人がひき続き、奴隷制と見紛うような慣行、および代々続く隷属関係の下におかれていた。各 NGO の話によると、司法当局は、奴隷制にかかわる事案を取り扱うことに消極的であった。

地元政府当局は 2 月、Bambara-Maounde において、黒いタマシエク(black Tamachek)人女性、Nalewat の救出に向けて動き出した。当該女性は 14 年もの間、代々より続く奴隷の身分として、ある家の主人のもとにとらわれていた。彼女の子も同様に救出された。2008 年 11 月、Nalewat は逃走に成功した後、警察に被害届けを提出したが、翌 12 月には、家の主人が、因襲に倣いこの女性を自らの隷属下におく権利を自分が有しているとの主張を展開、逃げた Nalewat をこちらに引き渡すよう求めた。同年(2009 年)、Nalewat はこの家の主人に対して訴えを起こした。結局、両当事者間で示談が成立し、1,000,000 CFA(2,142 ドル)の賠償金が支払われることになった。

2 月 6 日、7 人の子を抱えた黒いタマシエク(black Tamachek)人男性、Aboubakrine ag Kamotane が、ティンブクトゥ(Timbuktu)の地元当局に宛てて、Afna を相手取り、この者によって隷属状態におかれていることを不服とする内容の訴えを提起した。当該申立てには、申立人 ag Kamotane の娘が無理やり Afna と結婚させられたこと、ag Kamotane の他の子どもたちについてもそれぞれ Afna の親族のもとへ召し遣わされていったこと、Afna が ag Kamotane に暴行を加えたこと、さらには ag Kamotane の財産を奪ったこと、以上の各内容も含まれていた。同年(2009 年)末までに当該事案について新たな展開は何ら見られなかった。

2008 年、Agiachatou walet Touka が Sagoudene ag Adime を相手取って、隷属状態におかれていたことを不服とする内容の訴訟を提起した。同年には Iddar ag Ogazide が Erzaghi ag Bayes に対して、さらには Tatche walet Ekadaye が Iknane ag Bakka を相手取って、同様の訴訟を提起している。これらの事案につき、その後新たな展開は見られなかった。

2007 年 9 月、キダル(Kidal)において、Hamed Lamine ag Alwafi によって、家族からのもつから引き離された黒いタマシエク(black Tamachek)人の子ども、Moumou ag Tamou に関する事案について、その後進展は見られなかった。

マリ北部、タウデニ(Taoudenni)にある塩鉱山において、借金をかたにとった就労形態が見られた。子どもを含め、主にソンガイ族(Songhai)に属する者たちが、ティンブクトゥ(Timbuktu)在住の実業家に借金を返済すべく、塩鉱山において、(岩)塩の採掘に従事させられていた。

#### d. 児童労働[年少者による労働(Child Labor)]の禁止および雇入れの最低年齢

労働法には児童労働に関する規定があるものの、実際には、これらの規定は往々にして不問に付されていた。コンゴ国内では児童労働が問題となっていた。特に農業部門および家庭内労働部門(domestic labor sectors)において、こうした児童労働が見られた。

労働法によって、雇入れ時の最低年齢が 14 歳であることが規定されているほか、例外的に、児童に関する法令が、雇入れ時の最低年齢を 15 歳と定めている。労働法上、家庭内労働もしくは軽作業に限定される季節労働にかぎり、12 歳から 14 歳までの児童を労働に従事させることが認められているが、労働時間には一定の制限を課している。いかなる状況であっても、1 日 8 時間を超えて、児童を労働に従事させてはならない。16 歳から 18 歳までの少女については 1 日 6 時間を超えて労働に従事させてはならない。しかしながら実際にはこれらの法規は遵守されていなかった。

7 歳から 14 歳までの子どものうち、およそ半数が何らかの経済活動に従事させられていた。さらにこうした年齢層の子どもの 40%超が、あらゆる児童労働の中でも最も過酷とされる労働に従事させられていた。子どもの人身売買が行われていた。イスラム学校の教師のなかには、男子児童に対して、物乞いをするように強要したり、農作業に従事するよう強制する者もいた。子ども、特に女兒[少女]については、無理やり家事労働に従事させたり、売春を行うように強制した。タウデニ(Taoudenni)での(岩)塩の採掘および金採掘を含めて、採掘部門において、児童を労働に従事させることも問題となっていた。黒いタマシエク族(black Tamachek)の子どもたちが、家事使用人および農作業労働者として労働に従事させられていた。

当局は、Ministry of Labor and State Reforms(労働・改革担当省)の下、各監督官が実施する(各事業所への)抜き打ち検査および申立てに基づく検査を通じて、児童労働に関することも含めて、労働法上の規定を実施していた。しかしながら、活動に必要とされる予算が十分に確保されていないことから、労働基準監督署(Labor Inspection Service)による監視活動には、その頻度および有効性において一定の制約があり、その対象も正規労働部門に限られていた。

児童労働および人身売買にかかわる問題を取り扱う、委員 43 名で構成される国家委員会(national committee)が、あらゆる児童労働のなかでも、最も劣悪/過酷とされる就業形態が認められるものを一覧にまとめる作業に着手した。同委員会は、労働省(Ministry of Labor)以下、13 の関係省庁に加えて、各 NGO によって構成されていた。政府は 2 月 4 日、児童

が携わることが認められない危険な職種を一覧にする作業を終えた。

#### e. 受け入れ可能な労働条件

マリ国内で定められている一月あたりの最低賃金は28,465 CFA フラン(61 ドル)であったが、その額は労働者およびその家族にとって、一定水準の生活を保障するに足るものではなかった。労働者(およびその家族)の生活を保障するうえで、最低賃金とは別に、社会保障や医療を含む、各種の(公的な)給付があった。非正規部門や自給自足に近い部門(subsistence sector)に従事している労働者は、最低賃金額に達する賃金の支払いを受けていなかった。労働法には、労働時間、賃金および社会保障を含む雇用条件が明記されてはいるものの、雇用主の多くがこれらの規定を無視したか、もしくは一部にかぎって遵守したにすぎなかった。最低賃金額は、大統領の命令に従い、労働省(Ministry of Labor)が発する勧告に則ったうえで、設定される。労働省は、最低賃金額の遵守を徹底させる責務を担っているが、その責務を十分に果しているとは言えなかった。

農業部門を除き、法定労働時間は週 40 時間と定められている。農業部門については、季節によって繁閑に違いが生じてくることから、(繁忙期には)法定労働時間が週 42~48 時間と一定の幅がある。その他にも、労働法の規定により、1 週あたり 24 時間の休息期間を与えなければならないとしている。労働者を時間外労働に従事させた場合には、相応の賃金を支払わなければならないとしている。法律の規定により、時間外労働は週 8 時間を超えてはならないとしている。労働基準監督官は大抵の場合、労働組合から申立てがあった場合に限り、当該事業所を訪れた。法定労働時間は遵守されていないことが常であった。

職場に見られるさまざまな危険から労働者を保護する多岐にわたる規定が法律上盛り込まれているものの、実際のところ、当局がこうした規定を守らせることはなかった。労働者の各団体が、雇用主に対して、こうした保護規定を遵守するよう求めることもあった。しかしながら、同国が高失業に喘いでいるなかで、多くの労働者が違反の事実を報告することには消極的であった。労働基準監督署(Labor Inspection Service)がこうした安全上の規定が遵守されているかどうかを監督しているものの、その実現が図られているのは正規部門の事業所に限られていた。労働基準監督署は、労働者の安全に関する実態調査および快適な職場の実現に向けて、その役割を果しているとは言えず、さらに、任務を遂行するうえで必要となる予算も十分に確保されているとは言えなかった。労働者は、職場内での危険な労働環境を取り除く権利を有しており、さらに Social Security Department(社会保障局)による調査を求めることもできる。Social Security Department は、(調査を行った結果)必要であると判断する場合には、職場環境の改善策を勧告しなければならない。いかなる労働者であっても上記の権利を有しているのだが、周知されていなかった(it was not known if

any worker had done so)。

[トップへ戻る](#)